

過重労働対策の一層の強化 (長時間労働削減推進本部設置(平成26年9月)以降の主な取組)

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底 (平成27年1月から実施)

- 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導
- 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応 (送検した場合には企業名等を公表)

2. 監督指導・捜査体制の強化

過重労働事案であって、複数の支店において労働者に健康被害のおそれがあるものや犯罪事実の立証に高度な捜査技術が必要となるもの等に対する特別チーム「**過重労働撲滅特別対策班**」(通称「かとか」)の新設 (平成27年4月から実施)

- ☞ 東京労働局・大阪労働局に設置 (平成28年1月までに、重大・悪質な事案として、全国展開する事業場の書類送検を実施 (東京かとか：小売業 (27年7月、28年1月)、大阪かとか：飲食業 (27年8月))

3. 情報の提供・収集体制の強化

インターネットによる情報監視 (平成27年7月から本格実施)

- ☞ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、その情報を、労働基準監督署による監督指導等に活用 (平成27年1月から試行的に実施し、同年7月から委託事業による実施を開始)

地方公共団体の労働関係部署や大学等の就職相談窓口と連携した情報収集 (平成27年度に実施)

4. メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等に関する労働者等の相談に対応する電話相談窓口を新設 (平成27年9月から実施)

5. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

平成27年11月の「過重労働解消キャンペーン」に、**長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督**を実施。

法令違反の場合は、是正指導 (結果は参考資料2のとおり)

- ☞ 平成26年11月の同キャンペーンに実施した重点監督の実施状況は、以下のとおり。

実施事業場	労働基準関係法令違反が認められた事業場	(主な違反状況)	
		違法な時間外労働 (※)	賃金不払残業
4,561事業場	3,811事業場 (83.6%)	2,304事業場 (50.5%)	955事業場 (20.9%)

※ 時間外・休日労働協定(36協定)なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。